

入札説明書（一般競争入札）

契約名称 福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ対策のためのブラウザ拡張機能開発業務委託契約

令和7年10月27日

福岡県企画・地域振興部情報政策課

入札説明書目次

- ・ 入札説明書
- ・ 入札までの流れ（補足説明）
- ・ 「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
- ・ 入札参加者心得

別添1：仕様書

別添2：契約書（案）

様式1：質問書

様式2：入札参加申請書

様式3：入札辞退届

様式4：入札書

様式5：委任状

様式6：履行証明書

様式7：誓約書

様式8：課税事業者届出書

入札説明書

福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 10 に記載した手順にて説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 10 月 27 日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ対策のためのブラウザ拡張機能開発業務委託契約

(2) 仕様等

別添 1 「仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

企画・地域振興部情報政策課

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格」（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿 （物品）（以下「入札参加資格者名簿」という）登載者）。

4 入札参加条件

令和 7 年 11 月 5 日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) 3 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
1 3	1 1	サービス業種その他（その他）	AA、A、B

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号：092-643-3196

電子メール：system-unyou@pref.fukuoka.lg.jp

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否
要(別添2「契約書(案)」参照)
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

10 質疑応答

仕様書等に対する疑義がある場合は、様式1「質問書」を持参、電子メールにて、次の受付場所へ送付することにより受け付ける。質問に対する回答は質問者へ回答する他、閲覧場所での閲覧に供し、入札説明書を受領した者にも電子メールで送付する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付方法

次のいずれかの方法で受け付ける。下記以外の方法での質疑は認めない。

ア 質問書を受付期間内に受付場所へ持参する。

イ 質問書を受付場所へ電子メールで送付する。この際、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、質問書の送信後、受付場所へ電話にて到達を確認すること。

(3) 受付期日

公告の日から、令和7年11月12日(水)午後5時00分まで。

ただし、(2)アの方法により持参する場合は、上記期日内の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(午前11時30分から12時30分を除く)の時間で受け付ける。

(4) 回答について

質問に対する回答は、令和7年11月14日(金)午後5時00分までに福岡県ホームページに掲載する。

11 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、様式2「入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年11月5日(水) 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、様式3「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

1 2 入札書

(1) 提出期限

令和7年11月21日（金） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、様式4「入札書」を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月25日開封〈福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ対策のためのブラウザ拡張機能開発業務委託〉に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「11月25日開封〈福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ対策のためのブラウザ拡張機能開発業務委託〉に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

1 3 入札保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

※ 書面の様式を様式6に示すが、同等の記載があれば様式に拘らず提出可とする。

(2) 納付期日

ア 現金にて納付する場合

令和7年11月21日（金）午前9時00分から午前11時00分

※ 納付前日までに、5の部局へ現金を納付する旨連絡すること。

イ (1)のア及びイの免除要件に該当することを証明する書面を提出する場合、令和7年11月21日（金）午前9時00分から午前11時00分までに、5の部局に当該書面を提出すること。

1.4 開札

(1) 日時

令和7年11月25日（火）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 情報政策課 電算室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

1.5 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、14(4)により再度の入札を行う場合において、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

1.6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ

るものとする。

1 7 納入検査

- (1) 落札者が本調達に関連して提出した書類内容は、すべて納入検査の対象とする。
- (2) 納入検査終了後、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求めることができる。

1 8 予定価格の事前公表

無

1 9 契約に関する事項

- (1) 本調達では、納入期限をあらかじめ定めているため、県側の責による場合を除き、納入の延期は認められない。
 - (2) 契約保証金
 - 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(契約金額の 2 割超に相当する金額)を履行(2 件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。
- ※書面の様式を様式 6 に示すが、同等の記載があれば様式に関わらず提出可とする。

2 0 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した様式 7「誓約書」を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで様式 8「課税(免税)事業者届出書」を提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

～ 入札までの流れ（補足説明）～

入札説明会はいきませんので、入札説明書の熟読をお願いします。

（１）入札参加申請について

- ・ 入札に参加しようとする者は、様式２「入札参加申請書」を福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係に提出してください。
- ・ 提出期限は令和７年１１月５日（水）午後５時００分です。
- ・ 入札参加資格を申請中の者は、「入札参加申請書」の資格者番号の欄にその旨を記載してください。

（２）入札書の提出方法について

- ・ 様式４「入札書」に従って記入し、提出期限である令和７年１１月２１日（金）までに福岡県企画・地域振興部情報政策課に直接持参（ただし、県の休日を除く午前９時００分から午後５時００分まで（午前１１時３０分から１２時３０分を除く）に限る。以下同じ。）又は、郵送してください。その他の方法は認めません。詳細は入札説明書を参照してください。
- ・ 郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限である令和７年１１月２１日（金）午後５時００分までに必着とします。また、宛先は入札説明書記載の福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係としてください。

（３）入札書の日付と入札書の記名について

- ・ 入札書の日付は、提出期限である１１月２１日又はそれ以前の日付となります。開札日の１１月２５日ではありませんので御注意ください。
- ・ 入札書の記名・押印は、本県に登録されている代表者（又は委任をうけて登録してある支店長等）の名前と代表者印（又は支店長等の印）になります。
- ・ 入札書の日付以前に委任状が提出されている場合、入札書の記名・押印は、委任された人の名前とその人の印鑑（私印）で構いません。

（４）入札書の書き方について

- ・ 契約希望金額は、契約期間の総額となります。
- ・ ￥マークの横の頭金額、記名、押印がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）

（５）入札保証金について

- ・ 現金（小切手の場合は、銀行振り出し又は支払保証したものに限る。）により納付する場合は、受け入れの準備が必要なため、令和７年１１月２１日（金）午前９時００分から午前１１時００分までに福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係に持参してください。
- ・ 保証保険契約による場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名（法人名）及び、「１１月２５日開封<福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ対策のためのブラウザ拡張機能開発業務に係る保証保険契約書在中>」と朱書きして、入札参加申請書の提出期限である令和７年１１月５日（水）午後５時００分までに提出してください。保証金、保証保険等については別紙を参照してください。
- ・ 履行証明により入札保証金の減免手続きをされる場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名（法人名）及び、「１１月２５日開封<福岡県グループウェアに係るウェブアクセシビリティ

対策のためのブラウザ拡張機能開発業務に係る履行証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限である令和7年11月21日（金）午後5時00分までに提出してください。履行証明については別紙を参照してください。

（6）入札等に関する質問及び回答について

- ・ 質問は、様式1「質問書」により持参、電子メールのいずれかの方法により、公告の日より令和7年11月12日（水）午後5時00分まで受け付けます。
- ・ グループウェアの画面や操作方法は、「入札説明書」記載の5の部局にご来庁いただくことで確認可能です。公告の日より令和7年11月12日（水）午後5時00分まで受け付けます。事前に福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係までご連絡ください。（電話092-643-3196）

（7）開札について

- ・ 開札は、本人・代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状の提出が必要です。
- ・ 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

（8）委任状の提出期限

- ・ 委任状は、入札書提出期限まで直接持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（ただし、書留郵便に限る。）により提出してください。

（9）再度入札について

- ・ 1回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員（代理人含め）が立ち会っており、かつ全員の同意が得られれば、その場で2回目の入札を行うこともあります。なるべくその準備もお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて2回目の入札を行います。
- ・ ただし、いずれの場合も1回目の入札で入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

（10）入札辞退について

- ・ 「入札参加申請書」を提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係に提出してください。

（11）本入札案件に関する主な提出書類等とその提出期限

提出書類	提出期限	備 考
・ 質問書 (質問がある場合)	11月12日（水） 午後5時00分	入札説明書の「10 質疑応答」を参照すること。
・ 入札参加申請書	11月5日（水） 午後5時00分	

・入札保証金 (現金納付)	11月21日(金) 午前9時00分から <u>午前11時00分</u>	提出する場合は、事前に福岡県企画・ 地域振興部情報政策課庁内システム運 用係まで申し出ること。 電話 092-643-3196
・入札保証保険契約書 (該当する場合に限る。)	11月21日(金) 午前9時00分から <u>午前11時00分</u>	
・入札書 ・委任状 (該当する場合に限る。) ・履行証明書 (該当する場合に限る。)	11月21日(金) 午後5時00分	入札保証金、入札保証保険契約書、履 行証明書のうちの1つは提出を要す る。

「入札保証金・契約保証金」についての注意事項 (熟読をお願いします。)

- 入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① **入札保証金を納める。**（契約希望金額の5%以上）

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内システム運用係にてお配りします。

入札保証金はできるだけ指定の納付日に納付されるようお願いします。

② **入札保証保険に入ってその証書を提出する。**（契約希望金額の5%以上）

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ **履行証明を提出する。**（様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照）

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。

また、同種・同規模とは、契約希望金額の20%を超える同種の契約をいいます。

（例：100万円が入札金額の場合、契約希望金額が110万円になりますので、その20%を超えるとということで22万円を超える契約実績、具体的には220,001円以上の契約実績が2件分必要ということです。ただし、合計ではなくてそれぞれの契約実績が22万円を超えるということになります。）

入札説明書の様式6に様式を提示していますが、同等の記載内容及び履行を証明する発注者の印があれば、様式に関わらず証明書として認めます。

契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

※ 落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%以上	10%以上
② 保証保険	5%以上	10%以上
③ 履行証明	20%超	20%超

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案その他本入札のために本県から受領した資料をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き替えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2 回目の入札に参加することはできない。
 - （1）金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札
 - （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
 - （5）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - （6）入札保証金が受領期限までに納付されない、又は公告等で定められた額に達しない入札
 - （7）金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
 - （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また、入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。
- 10 入札は、第 1 回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第 2 回の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。